

八頭中央都市計画区域 都市計画区域マスタープラン（整備、開発及び保全の方針）

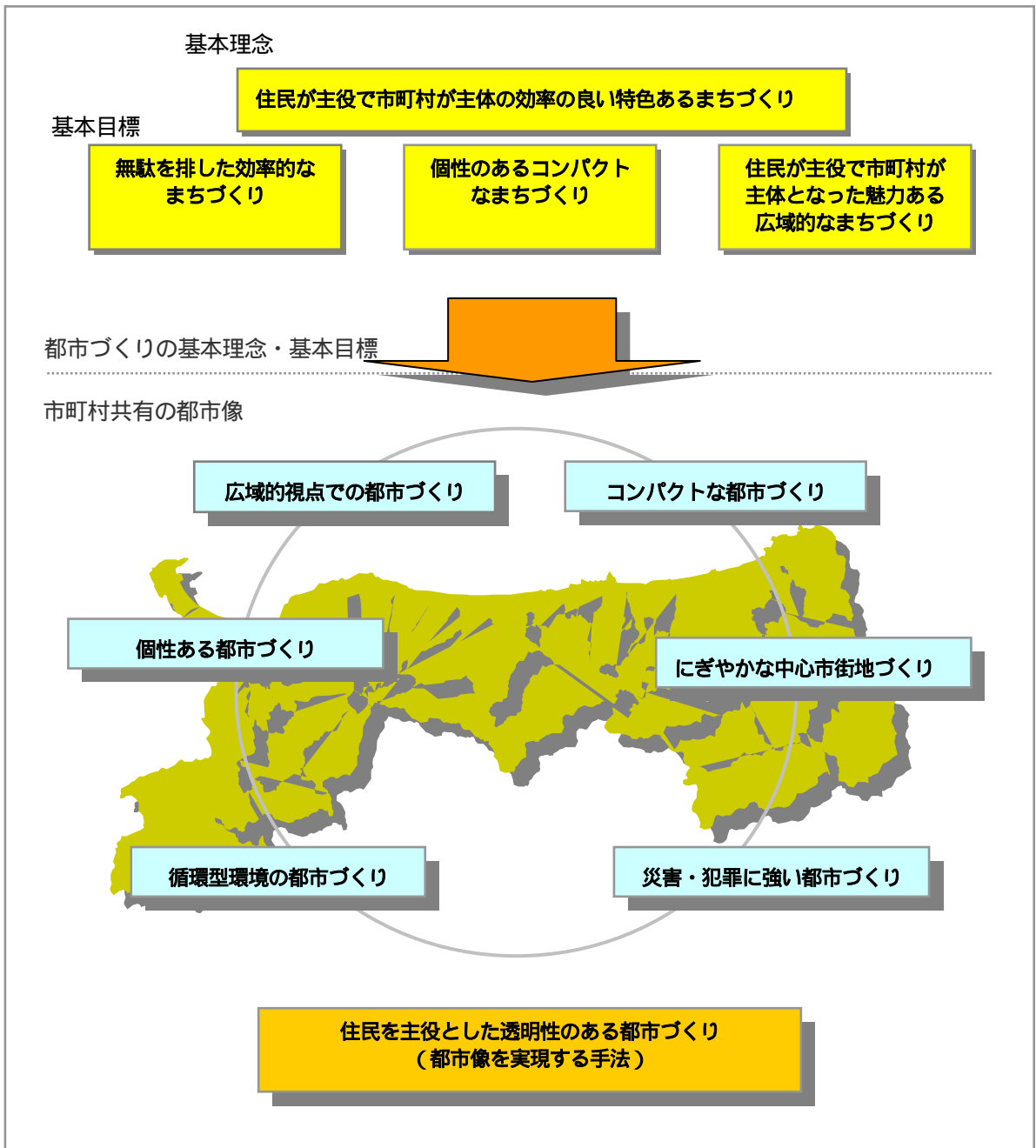
目次

- 1．都市計画の目標
 - (1) 都市づくりの基本理念
 - (2) 当該都市計画区域の広域的位置付け
 - (3) 都市づくりの基本方針
 - (4) 目標とする市街地像
（骨格形成図）
- 2．区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針
 - (1) 区域区分の決定の有無
- 3．主要な都市計画決定の方針
 - (1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
 - 1) 土地利用の基本方針
 - 2) 主要用途の配置の方針
 - 3) その他の土地利用方針
 - 4) 計画的な土地利用の実現に関する方針
 - (2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
 - 1) 交通施設の都市計画の決定の方針
 - 2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針
 - 3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針
 - (3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針
 - (4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針
- 4．災害・犯罪に強いまちづくりに関する方針
- 5．福祉・景観に関するまちづくりの方針
（都市計画マスタープラン図）

1 . 都市計画の目標

(1)都市づくりの基本理念、基本目標及び都市像

鳥取県では、概ね 20 年後を見通し、豊かな風土を活かすしっかりとした都市と地域の将来像（都市像）を構築して県民と行政が共通認識とするとともに、その実現に向って多様な主体の参加と連携によって着実に都市・地域づくりを進める。ここでは、都市づくりの基本理念・目標の実現に向けた市町村共有の都市像を展開する。



都市が周辺地域と一体となって住民や企業のニーズを充足する都市圏の形成が進行してくる。本県においては、東部、中部、西部毎の3つの明確な都市圏構造を有しており、それぞれの中心都市を広域的な核として位置付け、全国高速道路網、地域高規格道路及び都市間道路の整備や情報ネットワークの整備により、都市計画区域を越えさらには県境を越えた広域的な視点で都市の機能強化を図る。

コンパクトな都市づくり

自然環境と棲み分け共生する

中長期的に人口が減少し、社会投資余力の限界が見える中で起こる激しい地域間競争を勝ち抜くため、自然環境や歴史・文化資源を活かした個性の創出や中心市街地を含む既成市街地のストックを活かした再生を図り、生活の諸機能がコンパクトに集合する暮らしやすいまちづくりを実現すると共に、鳥取県土地利用基本計画に基づき無秩序な市街地の外延化を防止する都市計画区域、区域区分などの的確な運用を図る。

個性ある都市づくり

文化を創り楽しむ、みんなでスポーツ、鳥取県で遊ぶ

一定の基盤充実が図られた都市型社会においては、少子高齢化等の社会的状況等を勘案し、各々の地域のもつ個性豊かな歴史・文化・伝統を尊重しながら特色のある都市づくりがもためられてくる。そのため、各地域が主体となり公共施設等のバリアフリー化等多面的な要素を配慮すると共に、自然景観や地域の風土・文化・生活に根ざした街並み等の優れた景観を守り育てるため官民一体となって個性のある都市づくりを図る。

また、県外からも余暇時間を利用し、来訪してもらえよう、豊かな自然や歴史・文化を楽しむグリーンツーリズムや観光などの充実により、魅力ある都市づくりを図る。

にぎやかな中心市街地づくり

今、中心市街地が空洞化の傾向にあり、既存商店街の衰退、人口の高齢化と郊外への流出など様々な問題が複層的に絡み合っている。中心市街地の空洞化は、都市そのものの衰退につながる課題であり、都市全体の課題として取り組む。そのため、各都市圏域の中心都市において中心市街地活性化基本計画を基に中心市街地は従来の商業スタイルの改善とまちなかに誰もが住める街づくりを実現する等地域における新たな役割を担うことが必要であり、土地の高度利用や未利用地の利活用にあたっては、地域地区制度や市街地開発事業などの適用により優良なプロジェクトの誘導を図る。

循環型環境の都市づくり

健全で恵み豊かな環境を保全しながら、人と自然との触れ合いが保たれた、ゆとりと潤いのある美しい環境を創造する。そのため、環境基本計画をもとに環境への影響を軽減・解消する制度を積極的に導入し、自然・生態系の重要性和、安全性や利便性という生活者のニーズへの対応を適切に調和させながら、市街地形成や都市のインフラのあり方についても考え、持続可能で総合的な循環型都市づくりへと転換を図る。

災害・犯罪に強い都市づくり

平成12年の鳥取県西部地震を教訓に災害に強いまちづくりを行うため、災害時における避難地、避難経路等を踏まえた都市施設の整備及び防災拠点となる施設の配置を行うとともに、火災危険度が高い市街地に位置する避難地、避難経路周辺では、建築物の不燃化を図り、安全性を確保する。また、密集市街地については、防災性の向上のために総合的な整備を計画する。一方、増加傾向にある犯罪に対して都市施設整備における危険箇所や防犯上の死角を作らないなどの防犯機能の強化を図る。

住民を主役とした透明性のある都市づくり

県民みんなが主役の鳥取県をつくる

地方分権の下、各市町村の独自性を強めた「地域間競争」が、繰り広げられる時代を向かえる中、住民のまちづくりへの関心、参加意識の高まり及び社会投資力の減少からNPO等各種団体や企業と行政の連携・協働作業によるまちづくりの推進が求められる。そこで、地域社会との合意形成を図りながら具体の都市計画を定めるためには、目指すべき都市像を明確にしこれらを実現するための都市計画の導入を図る。また、住民・市町村が主体となり都市づくりを進める体系を構築する。

(2)郡家町・船岡町・河原町の広域的な位置づけ

高速道路インターチェンジ等の整備による県民の日常生活の利便性の向上や市町村合併等の時代要請を勘案し、広域圏としての都市づくりの概念を導入する。都市計画区域の連坦性や近接性を基本に、既定の地域区分や広域市町村圏、自然的・地形的条件や歴史的経緯等を勘案した上で、相互が連携、補完し合い一体的なまとまりのある圏域として、県都としての中核機能を有する鳥取市を核とし、鳥取県の国際的・全国的な中核としての役割を担う「東部広域都市圏域」を設定する。

この圏域における3町の発展方向と広域的な位置づけは、以下のとおりとする。



市町村名	発展方向	広域的な位置づけ
鳥取市	圏域における都市的サービスを提供する中核都市としての役割を果たすとともに、教育・産業の高度化機能に特徴のある、圏域内の内外にわたる広域交流都市としての機能をもつ。	圏域内の内外にわたる広域交流都市
国府町	恵まれた自然・文化資源を活かした良好な定住拠点としての役割を果たすとともに農産物・林産物の供給基地としての機能をもつ。	自然・文化資源を活かした定住拠点
岩美町	自然公園や温泉等の観光資源を活かした保養・観光拠点としてまた定住拠点としての役割を果たすと共に農・水産物の供給基地としての機能をもつ。	水産資源供給と自然公園や温泉等を活かした保養・観光拠点と定住拠点
福部村	鳥取砂丘観光の拠点としてまた定住拠点としての役割を果たすとともに観光と連携を取った特産の農・水産物の供給基地としての機能をもつ。	鳥取砂丘観光の拠点と定住拠点 特産物の供給拠点
郡家町	自然環境の中で、農産物の供給基地、商工業地と住宅地が共存する良好な定住拠点としての機能をもつ。	商工業地と住宅地が共存する良好な定住拠点
船岡町	自然環境を活かした体験交流拠点としてまた定住拠点としての役割を果たすと共に特産の農・林産物の供給基地としての機能をもつ。	自然環境を活かした体験交流拠点と定住拠点
河原町	高速・幹線交通網とインターチェンジを活用した物流拠点としての役割を果たすとともに、良好な住宅地としてまた農産物の供給基地としての機能をもつ。	高速・幹線交通網とインターチェンジを活用した物流拠点と定住拠点
若桜町	氷ノ山を中心とした山岳レジャー拠点としてまた定住拠点としての役割を果たすと共に付加価値の高い農・林産物の供給基地としての機能をもつ。	氷ノ山を中心とした山岳レジャー拠点と定住拠点
智頭町	高速交通網の連絡拠点としてまた定住拠点としての役割を果たすとともに、自然公園等を活用した保健保養基地、付加価値の高い林産物の供給基地としての機能をもつ。	高速交通網の連絡拠点と定住拠点
気高町	温泉、海水浴場、ゴルフ場を活用した健康・保養型のレジャー拠点としてまた定住拠点としての役割を果たすと共に農・水産物の供給基地としての機能をもつ。	健康・保養型のレジャー拠点と定住拠点
鹿野町	自然・文化資源と温泉利用の各種健康・保養施設の集積する健康リゾート拠点としてまた定住拠点としての役割を果たすと共に農産物・林産物の供給基地としての機能をもつ。	各種健康・保養施設の集積する健康リゾート拠点と定住拠点
青谷町	海・山の自然資源と和紙などの産業・文化資源を活かした定住・交流拠点としての役割を果たすと共に農・林・水産物や和紙の供給機能をもつ。	水産資源供給と産業文化資源を活かした定住・交流拠点
八東町	観光果樹園と連携した山岳レクリエーション拠点としての役割を果たすと共に農産物の供給基地としての機能をもつ。	山岳レクリエーション拠点
用瀬町	千代川を中心としたレクリエーション拠点としての役割を果たすと共に流しびな等伝統的文化を活用した観光基地としての機能をもつ。	千代川を中心としたレクリエーション拠点
佐治村	野外レクリエーション基地としての役割を果たすと共に果実や和紙の供給拠点としての機能をもつ。	果実や和紙の供給拠点

(3)都市づくりの基本方針

都市づくりの基本理念、基本目標及び都市像を踏まえ広域的な位置付けを考慮して八頭中央の都市計画における都市づくりの基本方針を次のように定める。

都市計画における都市づくりの基本方針

緑豊かな自然と歴史・文化との健全な調和を図りつつ、全ての住民が心豊かで、より快適に充実した生活を送るため都市基盤の整備を進めるとともに活力に富む新産業創造、顔のある川と実り豊かな田園がかもしだす田園景観の保全・育成及びスポーツ・レクリエーションなど生涯活動に利用される健康文化施設の充実などそれぞれの地域特性に応じた計画的な土地利用の実現を目指すことを基本理念とする。

(4)目標とする市街地像

本都市計画区域における目標とする市街地像は、市町村共有の都市像を踏まえたものとし、目標とする市街地像における「交流軸」、「拠点」については以下のように定めることとし、都市像の実現に向かっての具体的方針については次の方針において定める。

2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針
3. 主要な都市計画の決定の方針
4. 災害・犯罪に強いまちづくりに関する方針
5. 福祉・景観に関するまちづくりの方針

中国横断自動車道姫路鳥取線の開通に併せ、河原 IC を整備することにより、近畿圏及び山陽圏との交流を図り、人・物の交流を活発化する。この南北に貫く高速道路を広域交流軸と位置付け、広域交流軸と東西方向に交わる地域交流軸として河原インター線の整備を行う。これらと国道 29 号、国道 53 号、国道 482 号でネットワークを形成することにより各拠点との連携を図る。

郡家

- ・国道 29 号および JR 郡家駅周辺を商業地及び住宅地として、国中地区を除く JR 郡家駅周辺地区は居住拠点として整備を促進する。また、鳥取環境大学が開校し、学園都市機能の充実が求められている郡家東地区の開発を図り、学園都市との連携軸を構築する居住拠点として位置付ける。
- ・都市計画区域内の国中地区は周辺地区として位置づけ、農地や森林の保全を図りながら、生活環境施設等（道路・公園）の整備を図る。
- ・大御門地区の一部には県道河原インター線の整備予定があり、周辺農地と

八頭中央都市計画区域
の整合や地権者への理解を求め、早期実現を目指す。

河原

- ・交通網の整備に伴い、河原地区を中心に都市化の進展が見られており、宅地需要の増大に対応するため河原地区を位置付け、宅地の供給に努める。
- ・河原 IC 周辺に「自然と共生する街」をコンセプトに自然との調和を図った中規模な工業団地と住宅地の整備を農林業との調整を図りながら検討する。
- ・東部地方拠点都市地域・河原拠点地区（布袋地区）で新たな商業の集積や流通団地を進め、活力とにぎわいの拠点としての整備を農林業との調整を図りながら検討する。
- ・西側の山間部は自然環境、水源かん養等公益的機能を果しており、観光、体験健康増進型余暇空間の場と林産物等林業に基盤を置いた山村農業育成の場とする。

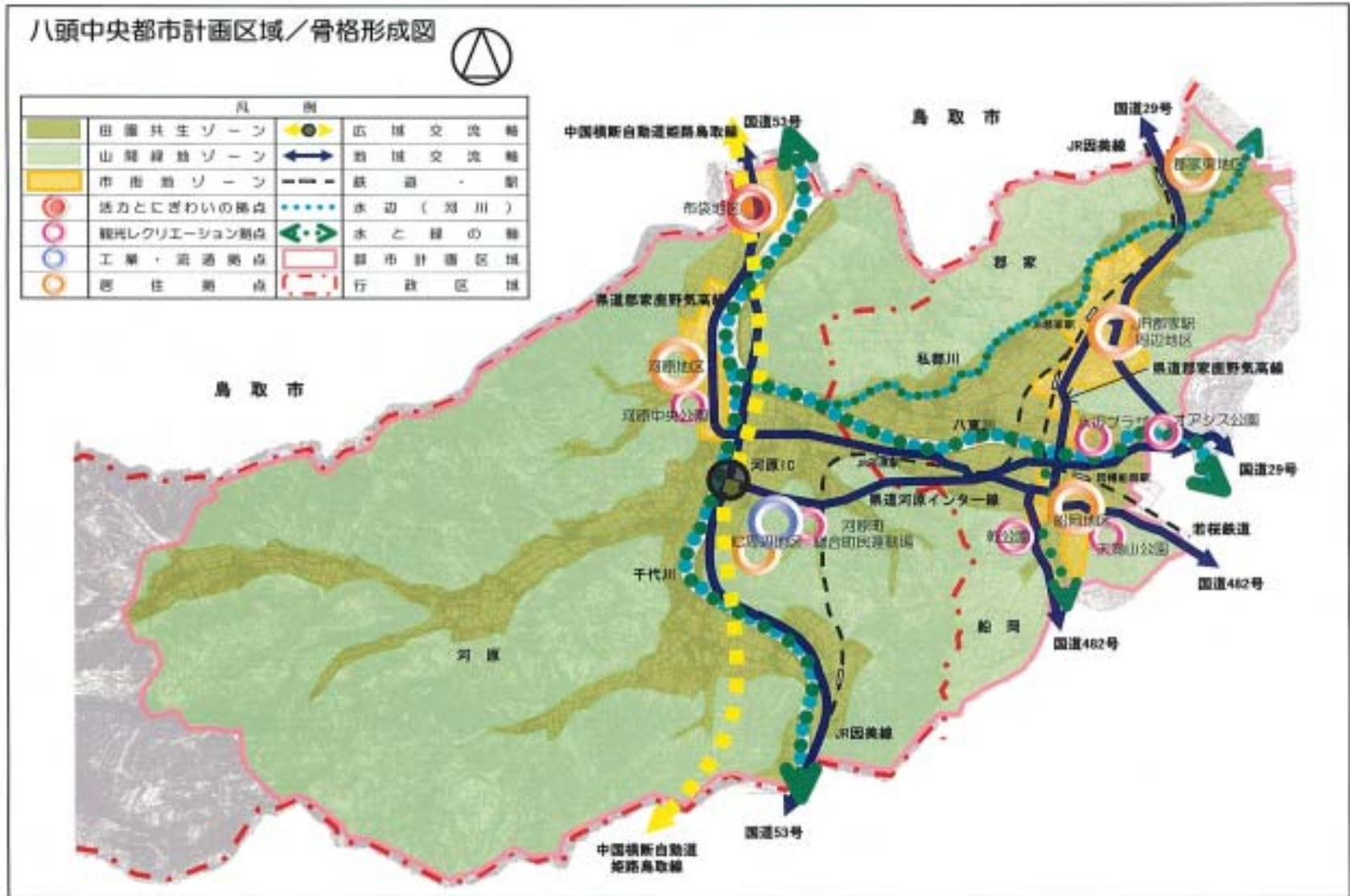
船岡

- ・中国横断自動車道姫路鳥取線のアクセス道として県道河原インター線が河原 IC と国道 29 号を結び、船岡を経由する。これにより、生活圏が広域化し定住地域としての魅力が高まることや企業誘致・観光開発等の様々な分野での可能性が広がることなどが考えられる。そのため、都市計画区域内の船岡地区は、県道河原インター線と連携した居住拠点として位置付ける。
- ・都市計画区域内の国道 482 号および県道郡家鹿野気高線の沿線は、住宅地として整備を促進する。

水と緑の軸

周辺緑地及び既存農業地等、豊富なオープンスペースと都市計画区域中に流れる千代川、八東川、私都川等の流域の水辺を水と緑の軸として位置付け、活用し、オアシス公園や水辺プラザなどにより河原中央公園等と共に市街地と連動する水と緑のネットワークを形成する。

骨格形成図



2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(1) 区域区分の決定の有無

[検討事項]

都市計画区域の地形その他の地理的条件について

周辺は山地に挟まれ、南北に走る2系統の国道(29号、53号)沿いにそれぞれ市街地を形成している。北に圏域の中心都市鳥取都市計画区域(区域区分あり)と隣接している。

人口の増減及び分布の変化並びに今後の見通しについて

将来人口は、鳥取市のベッドタウンとして期待されるものの、若干減少していくと予想される。

工業、商業その他の産業の業況及び今後の土地需要の見通しについて

産業の業況については、現況を維持程度が予想される。

土地利用の現状、密集市街地、災害のおそれのある区域、農地が介在し公共施設整備とともに計画的な市街化を図るべき区域その他の土地利用転換又は土地利用密度の変更を図るべき土地の区域の有無及び分布について

該当する土地の区域はない。

都市基盤施設の整備の現状及び今後の見通しについて

現況の市街地区域を基本として整備が進められている。

産業振興等に係る計画の策定又は大規模プロジェクト等の実施の有無について

中国横断自動車道姫路鳥取線(河原インターチェンジ)の整備に伴い、工業団地等の拡大が検討されている。

都市的土地利用の拡散について

概ね、農用地や保安林等により規制されている。

緑地等の自然環境の整備又は保全について

概ね、農用地や保安林等により規制されている。

区域区分の有無とその判断の根拠について

区域区分の有無の判断基準に基づき、非区域区分都市とする。

区域区分の有無の判断基準

[線引き都市計画区域]

(1) 線引きを継続する

線引き都市計画区域では、無秩序な市街化の防止や計画的な市街地形成、都市近郊の優良な農地との調和が図られてきていることから、原則として線引きを継続することとする。

(2) 線引きを廃止する

線引きを廃止した場合には再度線引きを適用することは事実上困難であることから、次の要件を全て満たす場合に限り、線引きを廃止できるものとする。

都市計画区域を構成する市町村が一致して申し出る。
 次の要件の全てに該当し、線引きの必要性がないと判断される。
 ア) 市街地拡大の可能性がない。
 イ) 良好な環境を有する市街地形成に支障がない。
 線引きに代わる適切な土地利用規制がある。

[未線引き都市計画区域]

(1) 線引きを適用する

未線引き都市計画区域でも、無秩序な市街化の防止や計画的な市街地形成が必要となることが考えられることから、次の要件を全て満たす場合に線引き適用する。

中核的な役割を担う人口 10 万人以上の都市が含まれる。もしくは、それ以外の都市において都市計画区域を構成する市町村が一致して申し出る。

次の要件のいずれかに該当し、線引きの必要性があると判断される。

ア) 市街地拡大の可能性がある。

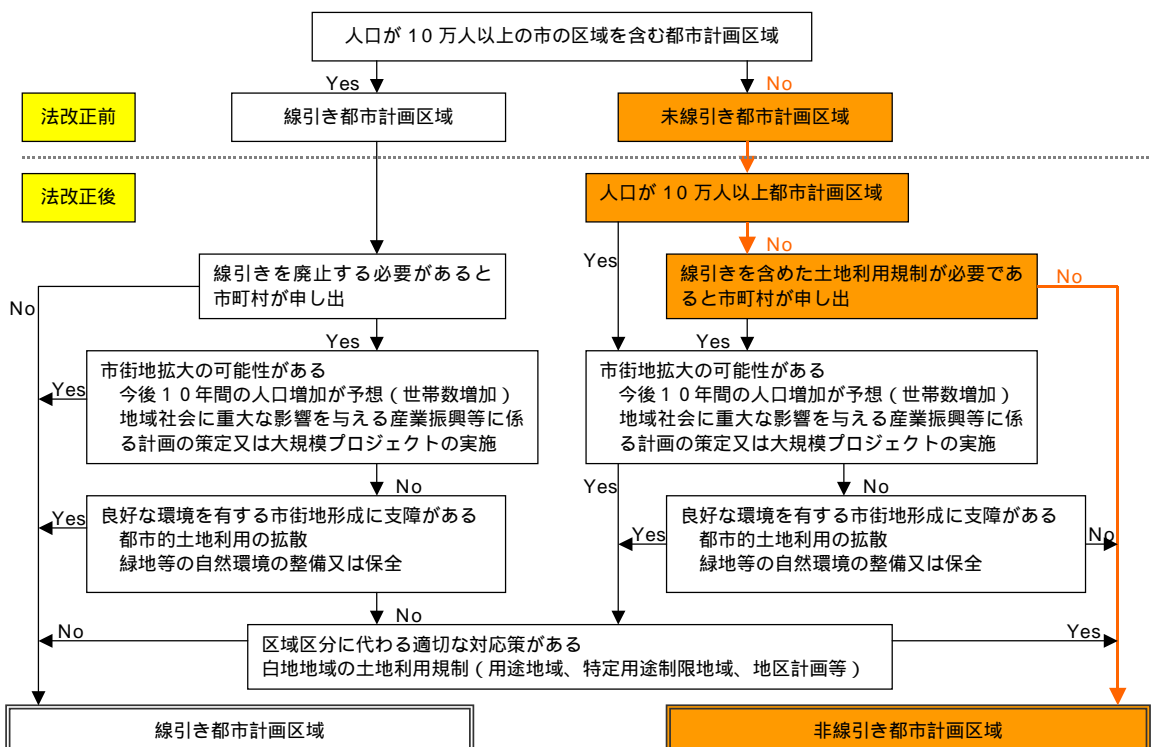
イ) 良好な環境を有する市街地形成に支障がある。

線引きに代わる適切な土地利用規制がない。

(2) 線引きを適用しない

(1)で示される ~ の要件のいずれかに該当しない場合は、原則として線引きを適用しないこととする。

区域区分の判断基準フロー図



3. 主要な都市計画の決定の方針

(1)土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

1)土地利用の基本方針

まちづくりの基盤となる土地利用については、土地利用の動向を見定めながら、公共の福祉、自然環境の保全に留意して、地域の特性に配慮しつつ目標を実現するために、長期的視点にたって自然と都市が共生する土地利用を基本とする。

住宅地および生活関連施設の整備

鳥取市へ比較的近いこともあってベッドタウンとしての宅地の需要が高まりつつあり、農林漁業との調整を図りながら、住宅用地の確保を進める。住宅地については、ゆとりある生活空間の形成と望ましい居住水準の確保のため、生活関連施設の整備を推進し、必要な用地の確保に努める。

農用地および生産基盤の整備

農用地については、農業が基幹産業であることをふまえ、土地生産性の向上と有効利用に重点をおき、現況農用地の積極的な保全整備に努める。

森林の整備

森林については、緑資源の育成・保全とともに、森林が果たしている国土保全、災害防止、水源かん養、景観機能等、公益的機能に配慮した整備を進めるとともに、他用途への転換が必要な場合には、自然保護に十分配慮した活用を図る。

土地利用の転換

今後、高速道路等の交通網の整備が進むにつれ、土地利用の転換に対する要望がますます高まってくるものと予想され、農業との調整を図りながら計画的に土地利用の転換や公共用地等の確保に努める。

2)主要用途の配置の方針

商業地

国道53号（都市計画道路徳吉西円通寺線）沿道の布袋地内を商業地として位置付け、また、国道29号周辺、JR郡家駅周辺及び船岡の国道482号沿線を中心とした地区を近隣を対象とした商業地と位置づけ、活性化を図る。

住宅地

- ・東郡家地区及び西郡家地区を住宅地とする。
- ・河原地区を中心に住宅地の供給に努めるが、将来的には、河原IC周辺に「自然と共生する町」をコンセプトに、自然を極力生かした中規模な住宅地の整備を農林業との調整を図りながら検討する。
- ・因幡船岡駅前に既存市街地が位置するが、今後、都市計画区域内において、丸山地区の国道482号および県道郡家鹿野気高線の沿線を住宅供給地として整備を検討する。

工業地

- ・郡家の工業地は、国道 29 号沿線に展開しており、今後も同沿線を中心に整備を進める。
- ・河原の工業地については、現在計画を進めている河原 IC 周辺の工業団地を早急に推進し、研究開発型の企業誘致を検討する。
- ・船岡の工業地は、主に国道 482 号沿線に点在しており、今後も同沿線を中心に整備を進める。

3)その他の土地利用の方針

その他の施設地

学校等の教育施設、役場、中央公民館文化センター、八頭総合事務所などの公益性が高い施設が立地するところを公益施設地と位置づける。町民運動場、町営郡家野球場などは、町民の健康増進の場、市街地周辺の貴重なオープンスペースとして有効活用を推進する。

農地

農地は市街地を取り囲むように広がっており、都市計画区域外の地区についても同様の土地利用形態となっている。都市計画区域内の農地については、貴重なオープンスペースとして保全を図る。

集落地

農地周辺の集落地は、営農条件と調和のとれた良好な居住環境の整備に努め、生活道路等の生活基盤施設の整備を推進する。

自然緑地

都市計画区域内の自然緑地は原則として保全を図る。

4)計画的な土地利用の実現に関する方針

○地区計画制度の活用

土地区画整理事業等の面整備など宅地開発が進むと考えられるが、適宜このような住宅団地への地区計画制度の活用を行い、景観形成等をきめ細かに規制誘導し、グレードの高い市街地の形成を創出し、秩序ある整備が行われるよう促進する。

地域の街並み、歴史・文化的な建物及び恵まれた自然要素などの景観資源を尊重したまちづくり（地域の顔づくり）を図るため地区計画等の導入を検討する。

○特定用途制限地域制度の活用

特定用途制限地域の導入を、用途地域指定内容と調整しつつ住民と意見を交換しながら検討する。

(2)都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

1)交通施設の都市計画の決定の方針

ア．基本方針

車の普及と道路網の整備により、人、物、情報の交流が盛んに行われる時代となり、交通体系の整備は、地域社会の社会生活や経済活動を推進していく上でも重要であり、計画的な整備を進める必要がある。住民の多様な交通需要を捉えつつ、立地性や利便性、安全性、快適性等といった交通条件を踏まえて、長期的な展望に立った総合的交通体系の構築を推進する。

幹線道路の整備、充実

中国横断自動車道姫路鳥取線へのアクセス道路(県道河原インター線)の新設を推進し、一層の利便の向上に努める。また、都市計画街路についても、未整備街路の早期整備を促進する。さらに、圏域の中での定住環境の魅力を高めるため、近隣市町村へのアクセス道路の整備を促進する。

公共交通機関の充実

鉄道・バスは、基幹輸送機能を担っており、また、高齢社会における重要な交通手段であることから、路線・便数等の一層の利便化を図るとともに利用促進に努める。

イ．整備水準の目標

概ね、20年以内の実現を目指す整備水準として、中国横断自動車道姫路鳥取線をはじめ県道河原インター線や県道鳥取河原用瀬線の整備を促進する。

ウ．主要な施設の配置方針

<道路>

広域交流軸

中国自動車道と連結して、関西経済圏及び山陽、瀬戸地域を短時間で結ぶ高速交通ネットワークとしての中国横断自動車道姫路鳥取線の建設促進と、河原インターチェンジの実現を促進する。

幹線道路

八頭郡東部地域と河原インターチェンジとのアクセス道として、県道河原インター線の整備を図る。また、中山間地の連携を図る幹線として鳥取河原用瀬線、国道482号を位置づけ、これらの機能強化を促進する。

<その他の施設>

- ・本町の重要な交通手段である公共交通としては、JR因美線、若桜鉄道及びバス交通が位置付けられ、その中で山陽・阪神地方を最短で結ぶ智頭急行は、産業面、観光面で貢献している状況である。今後ともこれらの公共交通機関について、沿線市町村及び関係機関と連携して利用促進を図る。
- ・バス交通は住民に公共交通としての重要性を周知し、路線バスの利用促進を図る。

エ．主要な施設の整備目標

概ね、10年以内に優先的に整備する路線は、次のとおりとする。(既着手も含む)

- ・(都) 智頭烏取線(中国横断自動車道姫路烏取線)
- ・県道河原インター線(御門・高福)

2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

ア．基本方針

下水道

公共水域の水質の保全を図るため地域の实情に応じた効率的・経済的な生活排水処理施設整備(公共下水道・農業集落排水施設・浄化槽等)の推進と、これら施設の適切な維持管理に努める。

郡家では、下水道整備計画にもとづき、都市計画区域内の公共下水道(郡家) 農業集落処理施設、中山間地域における浄化槽の整備など、町全域にわたる下水道整備を、平成17年度末の完成をめざし、計画的に進める。また、農業との調整を図りながら、計画的な住宅地等の供給に併せて処理区域の拡大を検討する。

河原では、川の町として、千代川水系の水質を保全するため、公共下水道(河原)及び農業集落排水施設の整備を促進し河川の自然環境の保全に努め、未整備地区においては、計画的に整備を進める。

船岡では、環境衛生面、水質保全の面からも排水処理の重要性が認識されており、農業集落排水施設、中山間地域における浄化槽の整備を積極的に推進する。また、農業集落排水施設に接続が難しい地域においては、個人設置の合併処理浄化槽の普及に努める。

河川

郡家を流下する主要河川としては、一級河川八東川、私都川があり、両河川ともに改修事業を進めていくとともに、生態系に配慮し憩い遊べるような魅力ある水辺空間として整備を促進する。

河原の河川整備については、「河原町河川環境整備基本計画」の理念に基づき治水機能を考慮し、生態系に配慮しながら豊かな自然環境と公園的機能を持った、水辺のネットワークの形成、水辺空間の整備等魅力ある河川整備を促進する。

船岡の河川整備については、危険度の高い重要水防区域を最優先に、未改修区間の整備を促進するとともに生態系や景観の保全に配慮して親水機能を持った水辺空間の創設を推進する。

イ．整備水準の目標

概ね、20年後の実現を目指す整備水準は、次のとおりとする。

下水道

郡家の公共下水道については、順次整備を行い、処理区全域の早期完成に努め、平成17年度を目標に事業を完了する。

河原の公共下水道については、引き続き上流部に向けて順次整備を行い、処理区全域の早期完成に努め、平成17年度を目標に事業を完了する。

船岡については、農業集落排水事業を、平成15年度を目標に完了する。

また、平成12年時点の人口普及率（生活排水処理施設）は68.6%であるが、概ね20年後の目標値としては、100%とする。

河川

河川の整備については、河川改修を継続しながら親水空間の形成を図る。

ウ．主要な施設の配置方針

下水道

基本方針に基づき污水管渠等の主要な施設を計画的に配置する。

エ．主要な施設の整備目標

概ね、10年以内に優先的に整備することを検討する内容は、次のとおりとする。

河川

郡家

- ・八東川、私都川の未改修部分の整備促進

「河原町河川環境整備基本計画」とは、自然環境を保全しつつ各種広場を整備し、やすらぎの空間を創造することを目的に平成元年に建設省中国地方建設局と県により策定した計画。

3)その他の都市施設の都市計画の決定の方針

ア．基本方針

廃棄物の排出量は、大量消費、大量排出という悪循環を繰り返し、年々増加する傾向にあり、ゴミの分別収集制度を導入し、廃棄物の減量と資源化に取り組んでいる。今後はダイオキシン類の排出量を削減し、さらなる高度な処理を行うため新規の広域的処理施設の整備を図る。

イ．主要な施設の配置方針

可燃ごみの処理については、八頭環境施設組合「クリーンセンターやず」で共同焼却処理を行っているが「ごみ処理広域化実施計画」に基づいた効率的施設配置を行う。

ウ．主要な施設の整備目標

概ね、10年以内に整備することを検討する事業は、次のとおりとする。

- ・東部ゴミ処理施設

(3)市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

ア．主要な市街地開発事業の決定の方針

郡家において、概ね、ここ20年以内の実現を目指して東郡家地区及び西郡家地区の住宅密集地を、土地区画整理事業等の活用により、街路事業等と併せて整備を検討する。

河原において核家族化の進行、U・J・Iターン者の受け入れ、高齢者世帯の増加に対応した住環境の改善が望まれる中で、幹線道路等の整備に伴い、本町の宅地需要の高まることが予想され、道路網とのアクセスを考慮しながら高齢者や障害者も生活しやすい計画的な市街地整備を推進する。このため、河原地区を優先的に市街化（住宅地）を図るべき区域と位置付け、土地区画整理事業や地区計画を導入し、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図る。

また、社会情勢及び土地利用動向を見極めながら、商業・工業地として国道53号「河原道路」沿道の布袋地内、河原IC周辺に農林業との調整を図りながら工業団地等の面整備を検討する。

(4)自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

ア．基本方針

本区域は恵まれた自然環境を有しており、これらを活かした都市づくりを推進し、レクリエーション・防災機能等を備えた緑地・公園を配置し良好な都市景観を創造する事を推進する。また、地域の恵まれた緑へのアクセス性の向上や、散策道等の設置により、これらを緑地として有効に活用する。

郡家

豊かな自然環境を次世代に継承していくために、自然と人間の共生を図りながら、自然環境の保全を推進する。また、公園・緑地は、余暇対策のみならず、コミュニケーションの場および防災時における避難場所等の多様な役割を持っており、この役割の重要性を十分認識しつつ、アウトドアスポーツ施設などの計画的な整備を推進するとともに、快適な都市空間の実現に努める。

河原

豊かな水をたたえた千代川をはじめ、曳田川の上流には名水百選の三滝渓谷があり緑豊かな自然環境に恵まれ、町の中心市街地にあるお城山に整備が完了した河原中央公園は、お城山展望台（河原城）と一体的な都市公園として町づくりの拠点となっている。今後は、町を南北に流れる千代川等の河川空間を利用し、河川を憩いと安らぎの場として確保するとともに、豊かな自然環境の保全及び有効利用を図る。

船岡

美しいまちづくり計画『船岡町公園化・景観形成計画』（平成7年3月策定）を基本に、公園化、景観形成事業を展開する。なお、公園整備にあたっては、計画段階から住民の意向を十分に尊重しながらマイパーク意識を高める。

イ．緑地の確保水準

概ね、20年後の実現を目指す整備水準は、現況の街区公園2箇所、地区公園（河原中央公園5.2ha）維持することとし、開発事業等の進展に伴い整備を検討する。

<都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準>

年次	平成12年	平成32年
都市計画区域内人口1人当たりの目標	3.5 m ² /人	3.5 m ² /人

ウ．主要な緑地の配置計画の概要

環境保全系統・防災系統

河原では、自然景観と親水機能を合せもつ千代川の河川空間を緑地として配置・保全し、既存の樹林地、河川等を積極的に取り込む。さらに、火災時における避難路・避難地としての防災機能を持たせる。

船岡では、森林の保水能力を高めるため、保育などの森林管理、広葉樹の植林を促進するとともに、保安林の指定による水資源の涵養を図る。

- ・ 土地改良事業などによる農業用水、排水の有効利用を促進し、水利用の高度化を推進する。
- ・ 無秩序な開発を規制し、適正な土地利用と、安全で快適な地域環境の確保を図るため、船岡町環境保全条例（平成 6 年 3 月施行）および鳥取県開発事業指導要領に基づき指導する。
- ・ 貴重な歴史的、文化的遺産周辺は、将来に誇れる地域の資産であり、訪問者に心の癒しを与える空間として整備する。
- ・ 住民の共通の財産である景勝地などの自然景観の保全、動植物の保護、溪流や河川の岩・石・淵の保存に努める。

レクリエーション系統

郡家では、河川や森林を保全し、町民の休養、文化の交流の場としての公益的機能を維持・拡充するため、自然公園等の整備促進を図る。

河原では、多様なレクリエーション活動の積極的展開を図るため、総合運動公園として国英地区に配置し、グランドゴルフ場の拡充等によりレクリエーションの利用効果を高める。

船岡では、観光拠点施設である竹林公園、天満山公園や乾公園の周辺の環境や関連施設の整備を進め、施設の魅力を高めるとともに潤いのある空間を創出する。また子どもの健全な遊びの空間、地域住民の憩いの場として、身近な農村公園やコミュニティ広場の計画的な整備に努めるとともに自然とのふれあいを大切に、日常的に水生生物や植物の観察や水遊びに利用できる親水機能を持った水辺プラザ公園の整備を検討する。

景観構成系統

河原町のランドマーク、シンボルとして河原中央公園（地区公園）のお城山展望台（河原城）を町づくりの拠点として位置付け、樹木に代表される緑と併せ景観機能を持たせるとともに駐車場等の拡大整備を検討する。

エ．実現のための都市計画の方針

土地区画整理事業等の開発に伴い計画的に公園・緑地の整備を図る。

4. 災害・犯罪に強いまちづくりに関する方針

風水害や震災などの自然災害の未然防止と被災の軽減の見地にとって、山地災害危険地区・土砂災害危険箇所における治山事業及び砂防事業の推進を図るとともに、災害時の避難地、避難経路等を踏まえた都市施設整備及び防災拠点となる施設配置や火災危険度が高い市街地の建築物不燃化、密集市街地の防災性向上など総合的な整備を計画する。

一方、増加傾向にある犯罪に対して、地域のコミュニティ形成を図るとともに都市施設整備において危険箇所や防犯上の死角を作らないなどの防犯機能の強化を図る。

防災会議を定期的開催し、必要に応じて時代に対応した地域防災計画の見直しを進め、災害対策本部、水防本部の設置等、災害発生時に総合的かつ迅速な防災活動の推進を図る体制の整備に努めるとともに県および近隣町村、関係機関等と連携を図りながら、大規模災害時に相互に広域的な応援を行えるよう体制の確立に努める。

5. 福祉・景観に関するまちづくりの方針

高齢者等が自由に行動できるようバリアフリー化されたまちづくりを目指して、公共的建築物、公共施設等のバリアフリー化を進め、人に優しい都市環境の整備を図る。併せて遠隔医療サービス等が可能となるように光ファイバー網の整備や高度医療機関・緊急医療・福祉サービスの享受を支援するため、高規格幹線道路等の整備を推進する。

四季の彩り豊かな自然景観や地域の風土、文化、生活に根ざした街並みなど共有の財産である優れた景観を守り、育てさらに創り次代に引き継ぐために行政、住民、事業者がそれぞれの責務を担いながら取り組んでいく。

都市計画マスタープラン図

